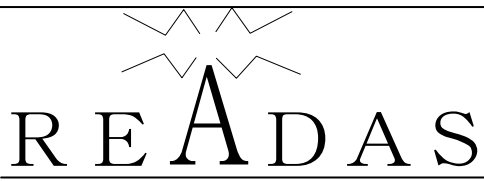


第 5827 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 31日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 VIP株と黄金株

Q：事業承継にVIP株と黄金株が使えるということを知りましたが、どのようなものなのでしょうか？

A：次のようなものです。

【解説】

VIP株とは、属人的株式のことをいいます。VIP株を持ちますと、例えば株式の議決権を1株につき5個とするようなことができるようになります。

VIP株は定款の定めが必要で、①剰余金(配当)を受ける権利 ②残余財産の分配を受ける権利 ③株主総会における議決権について権利を行使できます。定款変更には、総株主の半数が出席して4分の3以上の賛成が必要となります。

なお、このVIP株は、特定の地位に有する者(代表取締役等)が保有する株式について定めしますので、その者が地位を離れた場合には、もとの議決権に戻るということに注意が必要です。

一方、黄金株とは、拒否権付株式のことをいい、拒否権を定款で定めます。

VIP株のように3つの権利に限定されず、非常に大きな権限を持つことができ、株主総会の決議事項でも拒否することができます。

なお、VIP株式を発行するには、定款で種類株式を発行することを定めて、登記する必要があります。

